

官報

主要目次

- 政令
○鹿兒島県大島郡十島村に關する食糧管理法の適用に關する政令
○博物館法施行令
○最高裁判所規則
○自動車強制執行規則
○自動車強制執行等に関する執行吏手数料等規則
府令
○法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正
省令
○税関官吏の資格を証明する証票を定める省令
告示
○電氣の使用制限の開始等について定める告示
○連合國財産の管理人解任
○連合國財産の引渡し命令
○寄附金募集に関する届出承認(学校法人清泉女学院)
○自作農創設特別措置法により、買収又は使用予定地域指定
○共同漁業権の免許の内容となる事項、関係地区及び申請期間
○航空郵便物の運送区間及び日時の一部改正
○料金前納用機械による印刷により料金を前納する外国に於ける郵便物の差し出すことのできる郵便物の件の一部改正
○航空郵便の取扱地域の表改正
地方自治事項
○福岡県柳川町常住人口調査結果公示

政令

鹿兒島県大島郡十島村に關する食糧管理法の適用に關する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年三月二十日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第四十六号

鹿兒島県大島郡十島村に關する食糧管理法の適用に關する政令
内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合國最高司令官覚書「若干の外かく地域の本からの政治上及び行政上の分離に關する件」に伴う鹿兒島県大島郡十島村に關する暫定措置に關する政令(昭和二十六年政令第三百八十号)第一項前段の規定に基づき、この政令を制定する。

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)及びこれに基づく命令は、鹿兒島県大島郡十島村の区域について適用する。
附則
この政令は、公布の日から施行する。
農林大臣 広川 弘禪
内閣総理大臣 吉田 茂

御名 御璽

昭和二十七年三月二十日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第四十七号

博物館法施行令
内閣は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十五條第二項の規定に基づき、及び同條の規定を実施するため、この政令を制定する。
(補助金交付の基準となる経費等の範囲)

御名 御璽

昭和二十七年三月二十日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第四十七号

博物館法(以下「法」という。)
第二十五條第一項に規定する補助金交付の基準となる経費の範囲は、法第二條第三項に規定する博物館資料の収集、保管(育成を含む)、展示及び調査研究に要した経費(以下「博物館資料費」という。)、法第四條に規定する館長、学芸員及び学芸員補の給料(勤務手当、扶養手当、特殊勤務手当等の諸手当を除く。)に要した経費(以下「職員費」という。)並びに直接博物館の用に供する施設及び設備の維持に要した経費(以下「維持費」という。)とし、法第二十五條第一項に規定する補助金交付の基準となる経費等には、法第二十三條に規定する入館料その他博物館資料の利用に対する対価の収入(以下「事業収入」という。)を含むものとする。
(博物館補助金申請書の提出)
第二條 博物館を設置する地方公共団体が法第二十四條の規定による補助金の交付を受けようとする場合においては、当該地方公共団体の教育委員会は、前年度における前條に規定する精算額を記載した別記第一号様式による博物館補助金申請書を、当該年度の六月末日までに、当該地方公共団体の長を経由して文部大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、補助金交付のための審査に必要な別記第二号様式による補助金申請資料を添附するものとする。

第三條 前條第一項の規定により市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会が申請書を提出する場合において、当該市町村の長が教育委員会から申請書の送附を受けたときは、当該市町村の長はこれを都道府県の教育委員会を経由して文部大臣に送附しなければならない。
2 都道府県の教育委員会は、前項の申請書を取りまとめ、これに別記第一号様式

御名 御璽

昭和二十七年三月二十日
内閣総理大臣 吉田 茂

三号様式による意見書を添えて文部大臣に送附するものとする。
附則
1 この政令は、公布の日から施行する。
2 教育委員会が設置されていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでは、第二條第一項の規定による博物館補助金申請書は、当該市町村の長が提出するものとする。

別記第一号様式
博物館補助金申請書
博物館名
記載事項
補助金交付の基準となる経費等の額
上記経費等の額の内訳
備考
費目
経費の種類
所要経費
職員費
調査研究費
展示費
保管費
収集費
維持費
経費の種類
所要経費
設備費
施設費
計
収入の種類
収入額
事業収入
入館料
その他

Table with columns for '費目' (Expense Item), '経費の種類' (Type of Expense), '所要経費' (Required Expense), and '備考' (Remarks). It includes sub-sections for '職員費' (Staff Expenses), '維持費' (Maintenance Expenses), and '事業収入' (Business Income).

毎日文庫
第三種郵便物認可
昭和二十七年三月二十一日

335 昭和27年3月20日 木曜日

官報

第7559号

3 第一項の処分を執行するため必要な費用を債権者が負担しないときは、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

4 第一項の処分をしたときは、裁判所は、職権で、競売の申立があつた旨を自動車登録簿に記入することを都道府県知事に嘱託しなければならない。

(執行吏による占有)

第七條 執行吏は、競売手続開始決定又は第五條第四項の規定による命令に基づき債権者から自動車の引渡を受けたときは、引き続きこれを占有しななければならない。債権者以外の者がその占有する自動車の提出を拒まないものから引渡を受けたときは、同様である。

2 執行吏は、自動車を債権者その他の者に保管させることができる。この場合には、標示その他の方法で当該自動車に執行吏の占有にかかる旨を明らかにし、かつ、第三項の規定により自動車の運行を許す場合を除くほか、これを運行させないための適当な措置を講じなければならない。

3 執行吏は、営業上の必要その他相当な事由があるときは、利害関係人の申立により、その属する裁判所の許可を受けて、自動車の運行を許すことができる。

4 執行吏は、第一項の引渡を受けたときは、直ちに、その旨を競売手続開始決定をした裁判所に届け出なければならない。

第八條 裁判所は、その所属の執行吏が前條第一項の引渡を受けた場合において必要があると認めるときは、自動車を一定の場所に廻送すべき旨をその執行吏に命ずることができる。

2 裁判所は、その所属の執行吏以外の執行吏が前項の引渡を受けたときは、第九條の規定により事件を移送する場合を除くほか、自動車をその裁判所の管轄区域内の一定の場所に廻送してその所属の執行吏に引き渡すことを当該執行吏に命ずべき旨をその執行吏の属する裁判所に嘱託しなければならない。

3 執行吏が前項の規定により自動車の引渡を受けたときは、自動車の引渡に関する債権者の委任は、その執行吏に法律上移転する。

4 前條第四項の規定は、執行吏が第二項の規定により自動車の引渡を受けたときに準用する。

(事件の移送)

第九條 裁判所は、その所属の執行吏以外の執行吏が第七條第一項の引渡を受けた場合において自動車その他の裁判所の管轄区域内に廻送するに於いて重大な困難があり又は不当な費用を要すると認めるときは、利害関係人の申立により又は職権で、事件をその執行吏の属する裁判所に移送することができる。

(評價)

第十條 裁判所は、競売期日の公告前、鑑定人に自動車の評価をさせなければならない。

(手続の取消)

第十一條 裁判所は、前條の評価の額が差押債権者の債権に先立つ債権及び手続の費用の額を差し引いて残余を生ずる見込みのないものであるときは、競売手続を取り消すことができる。

(競売期日指定の時期)

第十二條 裁判所は、その所属の執行吏が自動車の引渡を受けた後でなければ、競売期日を定めることができる。

第十三條 競売期日の公告には、民事訴訟法第六百五十八條第二号、第四号、第五号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項のほか、自動車の表示及びその所在の場所並びに自動車登録簿に記入を要しない自動車上の権利者はその債権を申し出るべき旨を掲げなければならない。

2 競売期日の公告は、裁判所の掲示板上に掲示する。

3 裁判所は、相当であると認めるときは、前項の公告を日刊新聞紙に掲示することができる。

4 第九條の規定により事件の移送を受けた裁判所が競売期日の公告をするときは、その公告を裁判所の掲示板上に掲示すべき旨を自動車の本拠を管轄する地方裁判所に嘱託しなければならない。

(競売人に対する引渡)

第十四條 執行吏は、競売人が代金支払期日にその差務を履行したときは、直ちに、自動車に競売人に引き渡さなければならない。

(共有持分に対する強制執行)

第十五條 自動車に共有持分に対する強制執行は、自動車の本拠を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

2 前項の強制執行については、民事訴訟法中船舶の取分に対する強制執行に関する規定を準用する。この場合において、同法中「船舶登記簿」とあるのは、「自動車登録簿」と読み替へるものとする。

第三章 仮差押及び仮処分の執行

(仮差押の執行)

第十六條 自動車に対する仮差押の執行については、民事訴訟法中不動産に対する仮差押の執行に関する規定(但し第七百五十二條を除く)を準用する。この場合において、同法中「登記簿」とあるのは、「自動車登録簿」と読み替へるものとする。

2 裁判所は、債権者の申立により、自動車の看守及び保存のため必要な処分をすることができる。

3 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の処分をしたときに準用する。

(仮処分の執行)

第十七條 仮処分をもつて自動車を譲渡し又はこれに抵当権を設定することを禁止したときは、裁判所は、その旨を自動車登録簿に記入することを都道府県知事に嘱託しなければならない。

第十八條 執行吏は、第三項又は前項の規定による差押又は仮差押の登記があつた自動車の差押若しくは仮差押を解除したときは、直ちに、その旨を差押又は仮差押の登記の嘱託をした裁判所に届け出なければならない。この場合において、裁判所は、差押若しくは仮差押の記入の抹消又は競売人の所有権の登記を都道府県知事に嘱託しなければならない。

6 この規則施行の際現に仮処分をもつて譲渡その他の処分を禁止している自動車については、仮処分の命令を発した裁判所は、譲渡その他の処分を禁止した旨を自動車登録簿に

別記第一号様式

昨年度()年度における博物館法施行令第一條の経費等の額は、右の通りでありますから、同令第二條第一項の規定により補助金の交付を申請します。

年月日

申請者 印

文部大臣 殿

| 補助金申請資料 | 算定基礎 | |
|---------|---------|-------|
| | 内訳 | 資料等の数 |
| 事項 | 資料等の種類 | 資料等の数 |
| 博物館資料等 | 調査研究 | 人 |
| | 展示 | 人 |
| 館長 | 本務 | 人 |
| | 兼務 | 人 |
| 専門的職員等 | 職員の種類 | 人 |
| | 自然科学学芸員 | 人 |
| 維持 | 施設 | 人 |
| | 維持の種類 | 面積等 |

別記第三号様式

博物館補助金申請意見書

市町村立博物館名 意見

申請書に対する意見書を提出します。

年月日

都道府県教育委員会 印

文部大臣 殿

内閣総理大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
文部大臣 天野 貞祐

最高裁判所規則

最高裁判所規則第五号

自動車強制執行規則を次のように定める。

昭和二十七年三月二十日 最高裁判所

自動車強制執行規則

目次

第一章 総則(第一條)

第二章 金銭の債権についての強制執行(第二條、第三條、第四條)

第三章 仮差押及び仮処分の執行(第五條、第六條、第七條)

附則(第八條、第九條)

第一章 総則

(定義)

第一條 この規則で「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による登録を受けた自動車以外のものをいふ。

第二條 金銭の債権についての自動車に對する強制執行については、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)中不動産の強制執行に関する規定(但し、最低競売価額に関するものを除く)を準用する。この場合において、同法中「登記簿」とあるのは、「自動車登録簿」と読み替へるものとする。

(手続の準則)

第二條 金銭の債権についての自動車に對する強制執行については、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)中不動産の強制執行に関する規定(但し、最低競売価額に関するものを除く)を準用する。この場合において、同法中「登記簿」とあるのは、「自動車登録簿」と読み替へるものとする。

第三條 金銭の債権についての強制執行

(管轄)

第三條 前條の強制執行は、当該自動車の本拠を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。但し、第九條の規定により事件を移送することを妨げない。

(申立の方式)

第四條 強制執行の申立には、民事訴訟法第六百四十二條第一号及び第三号に掲げる事項のほか、自動車の表示及びその本拠を明らかにしなければならない。

2 前項の申立には、執行力のある正本のほか、当該自動車に関する自動車登録簿の謄本を添付しなければならない。

(競売手続開始決定)

第五條 競売手続開始決定においては、債権者のため自動車を差し押える旨を宣言し、かつ、自動車を債権者の委任した執行吏に引き渡すべき旨を命じなければならない。

2 裁判所は、職権で、競売手続開始決定を債権者に送達しなければならない。

3 差押は、競売手続開始決定を債権者に送達した時にその効力を生ずる。

4 裁判所は、競売手続開始決定後、執行力のある正本に基づき配当を要求する債権者の申立により、自動車をその債権者の委任する執行吏に引き渡すべき旨を命ずることができる。

(看守保存処分)

第六條 裁判所は、競売手続開始決定前、債権者の申立により、自動車の看守及び保存のため必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、競売手続開始決定の送達前であっても、差押の効力を生ずる。

341 昭和27年3月20日 木曜日

官 報

第7559号

●電波監理委員会告示第千四百四十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月十六日 第一八三二号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬海岸局、同所屬船舶局
六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月十五日
八 設置場所 所むらさき(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 所むらさき(主たる停泊港 東京)
十 電波の型式、周波数、發振方式、變調方式及び空中線電力
A三 二、一四〇〇ケ
三、一六五〇ケ
三、七八五ケ
水晶發振 終段陽極及び遮蔽格子同時變調 一〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千四百四十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月十九日 第一八三四号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬海岸局、同所屬船舶局
六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月十八日
八 設置場所 所からくさ(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 所からくさ(主たる停泊港 東京)
十 電波の型式、周波数、發振方式、變調方式及び空中線電力
A三 三、一四〇〇ケ
三、一六五〇ケ
三、七八五ケ
水晶發振 終段陽極及び遮蔽格子同時變調 一〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千四百四十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十一日 第一八四一号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。

●電波監理委員会告示第千四百四十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十七日 第七六七号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬海岸局、同所屬船舶局
六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月二十日
八 設置場所 所むらさき(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 所むらさき(主たる停泊港 東京)
十 電波の型式、周波数、發振方式、變調方式及び空中線電力
A三 二、一四〇〇ケ
三、一六五〇ケ
三、七八五ケ
水晶發振 終段陽極及び遮蔽格子同時變調 一〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千四百四十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十二日 第七七四号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。

昭和27年3月20日 木曜日

官 報

第7559号 340

●電波監理委員会告示第千四百四十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十日 第一七七〇号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬海岸局、同所屬船舶局
六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 所むらさき(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 所むらさき(主たる停泊港 東京)
十 電波の型式、周波数、發振方式、變調方式及び空中線電力
A三 二、一四〇〇ケ
三、一六五〇ケ
三、七八五ケ
水晶發振 終段陽極及び遮蔽格子同時變調 一〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千四百四十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月四日 第一八三〇号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬海岸局、同所屬船舶局
六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三日
八 設置場所 所むらさき(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 所むらさき(主たる停泊港 東京)
十 電波の型式、周波数、發振方式、變調方式及び空中線電力
A三 二、一四〇〇ケ
三、一六五〇ケ
三、七八五ケ
水晶發振 終段陽極及び遮蔽格子同時變調 一〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千四百四十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月四日 第一八三〇号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬海岸局、同所屬船舶局
六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三日
八 設置場所 所むらさき(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 所むらさき(主たる停泊港 東京)
十 電波の型式、周波数、發振方式、變調方式及び空中線電力
A三 二、一四〇〇ケ
三、一六五〇ケ
三、七八五ケ
水晶發振 終段陽極及び遮蔽格子同時變調 一〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第千四百四十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月四日 第一八三〇号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬海岸局、同所屬船舶局
六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三日
八 設置場所 所むらさき(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 所むらさき(主たる停泊港 東京)
十 電波の型式、周波数、發振方式、變調方式及び空中線電力
A三 二、一四〇〇ケ
三、一六五〇ケ
三、七八五ケ
水晶發振 終段陽極及び遮蔽格子同時變調 一〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

昭 27. 3 . 2 0 . 第 7 5 5 9 号

345 昭和 27 年 3 月 20 日 木曜日

官 報

第 7 5 5 9 号

昭和 27 年 3 月 20 日 木曜日

第 7 5 5 9 号 344

三 無線局の種別、船舶局
四 無線局の目的、漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方、清水漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局
六 通信の有効期限、船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送達に関する通信
七 免許の有効期限、第一盛宝丸(主たる停泊港 戸田)
八 設置場所、第一盛宝丸(主たる停泊港 戸田)
九 呼出符号、J A I H
十 電波の型式、周波数、変調方式及び空中線電力

主発振 五〇〇ケ
A一、A二 五七〇ケ、五八〇ケ、五九〇ケ、六〇〇ケ、六一〇ケ、六二〇ケ、六三〇ケ、六四〇ケ、六五〇ケ、六六〇ケ、六七〇ケ、六八〇ケ、六九〇ケ、七〇〇ケ
水島発振 リップル変調 五〇 W

十一 空中線の型式及び構成、逆L型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百五十八号
昭和二十六年電波監理委員会告示第百九十七号及び七十七号(無線局の周波数は、昭和二十六年十月十九日変更した)から、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅
第十項中A二六、六五〇ケの部に、二〇八六ケ、二一七〇ケ、二一九五ケを、A三二、六五〇ケの部に、二一九四ケを加える。
●電波監理委員会告示第百五十九号
第三大渡丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年九月十五日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六八六号
二 免許人の氏名 出沼清吉
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方、茨城興漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信の有効期限 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第三大渡丸主たる停泊港 那珂港
九 呼出符号及び呼出名称 J G Q B さんこうたいせんまる
十 電波の型式、周波数、変調方式及び空中線電力

第一、第二装置
A一、A二 五二〇ケ、五三〇ケ、五四〇ケ、五五〇ケ、五六〇ケ、五七〇ケ、五八〇ケ、五九〇ケ、六〇〇ケ、六一〇ケ、六二〇ケ、六三〇ケ、六四〇ケ、六五〇ケ、六六〇ケ、六七〇ケ、六八〇ケ、六九〇ケ、七〇〇ケ、七一〇ケ、七二〇ケ、七三〇ケ、七四〇ケ、七五〇ケ、七六〇ケ、七七〇ケ、七八〇ケ、七九〇ケ、八〇〇ケ、八一〇ケ、八二〇ケ、八三〇ケ、八四〇ケ、八五〇ケ、八六〇ケ、八七〇ケ、八八〇ケ、八九〇ケ、九〇〇ケ、九一〇ケ、九二〇ケ、九三〇ケ、九四〇ケ、九五〇ケ、九六〇ケ、九七〇ケ、九八〇ケ、九九〇ケ、一〇〇〇ケ
水島発振 A二 終段抑制格子変調 A一、A二 一二五WW
A三 変調 A三 四〇WW

主装置
A一、A二 三二〇ケ、三三〇ケ、三四〇ケ、三五〇ケ、三六〇ケ、三七〇ケ、三八〇ケ、三九〇ケ、四〇〇ケ、四一〇ケ、四二〇ケ、四三〇ケ、四四〇ケ、四五〇ケ、四六〇ケ、四七〇ケ、四八〇ケ、四九〇ケ、五〇〇ケ、五一〇ケ、五二〇ケ、五三〇ケ、五四〇ケ、五五〇ケ、五六〇ケ、五七〇ケ、五八〇ケ、五九〇ケ、六〇〇ケ、六一〇ケ、六二〇ケ、六三〇ケ、六四〇ケ、六五〇ケ、六六〇ケ、六七〇ケ、六八〇ケ、六九〇ケ、七〇〇ケ、七一〇ケ、七二〇ケ、七三〇ケ、七四〇ケ、七五〇ケ、七六〇ケ、七七〇ケ、七八〇ケ、七九〇ケ、八〇〇ケ、八一〇ケ、八二〇ケ、八三〇ケ、八四〇ケ、八五〇ケ、八六〇ケ、八七〇ケ、八八〇ケ、八九〇ケ、九〇〇ケ、九一〇ケ、九二〇ケ、九三〇ケ、九四〇ケ、九五〇ケ、九六〇ケ、九七〇ケ、九八〇ケ、九九〇ケ、一〇〇〇ケ
水島発振 A二 終段抑制格子変調 A一、A二 五〇〇W
A三 吸収管式 A一 一KW
但し、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ

●電波監理委員会告示第百六十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。
昭和二十七年三月二十日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月五日 第一七二二号
二 免許人の氏名 遠藤次郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的、漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方、千葉興無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信の有効期限、船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年十月四日
八 設置場所 手子后丸一(主たる停泊港 波崎)
九 呼出符号、えんどういちごころまる
十 電波の型式、周波数、変調方式及び空中線電力

主装置
A一、A二 三二〇ケ、三三〇ケ、三四〇ケ、三五〇ケ、三六〇ケ、三七〇ケ、三八〇ケ、三九〇ケ、四〇〇ケ、四一〇ケ、四二〇ケ、四三〇ケ、四四〇ケ、四五〇ケ、四六〇ケ、四七〇ケ、四八〇ケ、四九〇ケ、五〇〇ケ、五一〇ケ、五二〇ケ、五三〇ケ、五四〇ケ、五五〇ケ、五六〇ケ、五七〇ケ、五八〇ケ、五九〇ケ、六〇〇ケ、六一〇ケ、六二〇ケ、六三〇ケ、六四〇ケ、六五〇ケ、六六〇ケ、六七〇ケ、六八〇ケ、六九〇ケ、七〇〇ケ、七一〇ケ、七二〇ケ、七三〇ケ、七四〇ケ、七五〇ケ、七六〇ケ、七七〇ケ、七八〇ケ、七九〇ケ、八〇〇ケ、八一〇ケ、八二〇ケ、八三〇ケ、八四〇ケ、八五〇ケ、八六〇ケ、八七〇ケ、八八〇ケ、八九〇ケ、九〇〇ケ、九一〇ケ、九二〇ケ、九三〇ケ、九四〇ケ、九五〇ケ、九六〇ケ、九七〇ケ、九八〇ケ、九九〇ケ、一〇〇〇ケ
水島発振 終端抑制格子変調 A一、A二 五〇〇W
A三 吸収管式 A一 一KW
但し、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ、六六五〇ケ

補助装置 A一、A二
特殊設備 レーダー P O 九、三、八、五、M、マグネロン発振 特殊 五〇 KW
十一 空中線の型式及び構成、T型、逆L型、同転反射鏡付電磁ホーン
十二 運用許容時間 常時
十三 運用義務時間 常時
十四 その他、レーダーの周波数帯域幅は、九三、二〇から九五、〇〇MHzまで

●大蔵省告示第百五十号
沖合回航の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第第六号)第十三條第一項第一号の規定により、シエル石油株式会社(神奈川県横浜市市中区山下町五十八番地)が有する左の財産に関する管理人、朝日信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目二番の一)を昭和二十七年三月二十日に解任した。
昭和二十七年三月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

種類 数量 所在地
一 動産 二点 千代田市一丁目七十九番地
二 同右 二点 東京都千代田区二番町二番地

●大蔵省告示第百五十一号
沖合回航の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第第六号)第十三條第一項第三号の規定により、管理人、朝日信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目二番の一)に対し、その管理する左の財産を昭和二十七年三月二十日にシエル石油株式会社(神奈川県横浜市市中区山下町五十八番地)に引き渡すことを命じた。
昭和二十七年三月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

種類 数量 所在地
一 動産 二点 千代田市一丁目七十九番地
二 同右 二点 東京都千代田区二番町二番地

●大蔵省告示第百五十二号
法人の各事業年度の所得の計算上損金を算入する寄附金の指定に関する告示(昭和二十五年七月大蔵省告示第百五十号)第三号の規定に基づき学校法人清泉女学院から寄附金募集に関する届出があったから、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九條第三項但書の規定に該当する寄附金として次のとおり承認した。
昭和二十七年三月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

一 募金者の名 学校法人清泉女学院
二 募金事務所 神奈川県横浜須賀町箱
三 募金の名称 清泉女学院建設募金
四 募金の目標 一千万円
五 承認の年月 昭和二十七年三月十日

●大蔵省告示第百五十三号
法人の各事業年度の所得の計算上損金を算入する寄附金の指定に関する告示(昭和二十五年七月大蔵省告示第百五十号)第三号の規定に基づき学校法人住友工業高等学校から寄附金募集に関する届出があったから、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九條第三項但書の規定に該当する寄附金として次のとおり承認した。
昭和二十七年三月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

一 募金者の名 学校法人住友工業高等学校
二 募金事務所 大蔵大臣 池田 勇人
三 募金の名称 住友工業高等学校建設募金
四 募金の目標 五百万円
五 承認の年月 昭和二十七年三月十日

●大蔵省告示第百五十四号
法人の各事業年度の所得の計算上損金を算入する寄附金の指定に関する告示(昭和二十五年七月大蔵省告示第百五十号)第三号の規定に基づき学校法人淀之水学院から寄附金募集に関する届出があったから、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九條第三項但書の規定に該当する寄附金として次のとおり承認した。
昭和二十七年三月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

一 募金者の名 学校法人淀之水学院
二 募金事務所 大阪市此花区曙ヶ崎一丁目一番地
三 募金の名称 淀之水高等学校建設募金
四 募金の目標 五百万円
五 承認の年月 昭和二十七年三月十日

●大蔵省告示第百五十五号
制増金附貯蓄の取扱いに関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、興産相互

銀行第十一回興産希望定期預金の細目等(昭和二十七年三月二十日) 大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 興産相互銀行第十一回興産希望定期預金
二 條 件
三 取 扱 二、契約期間 一年
三、預入金額 一口千円
三、取扱の時期 昭和二十七年三月二十二日から同年五月二十二日まで
三、取扱の時期 昭和二十七年三月二十二日まで
三、取扱の時期 昭和二十七年三月二十二日まで
三、取扱の時期 昭和二十七年三月二十二日まで
三、取扱の時期 昭和二十七年三月二十二日まで
三、取扱の時期 昭和二十七年三月二十二日まで

●大蔵省告示第百五十六号
制増金附貯蓄の取扱いに関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、興産相互無期第三回共栄定期預金の細目等(昭和二十七年三月二十日) 大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 興産相互無期第三回共栄定期預金
二 條 件
三 取 扱 二、契約期間 六月
三、預入金額 一口千円
三、取扱の時期 昭和二十七年三月二十二日から同年四月三十日まで
三、取扱の時期 昭和二十七年三月二十二日から同年四月三十日まで
三、取扱の時期 昭和二十七年三月二十二日から同年四月三十日まで

347 昭和27年3月20日 木曜日 官 報

第7559号

●農林省告示第九十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一條第一項及び第三十...

一 漁業の種類 共同漁業種
二 漁業の種類 農内共第八号
三 漁場の位置及び区域

●農林省告示第九十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一條第一項及び第三十...

一 漁業の種類 共同漁業種
二 漁業の種類 農内共第八号
三 漁場の位置及び区域

●農林省告示第七十四号

運輸省告示第九十八号(昭和二十七年運輸省令第八号)第十五條により次のお...

一 漁業の種類 共同漁業種
二 漁業の種類 農内共第九号
三 漁場の位置及び区域

●農林省告示第九十七号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三十條の二の規定に...

一 漁業の種類 共同漁業種
二 漁業の種類 農内共第九号
三 漁場の位置及び区域

●農林省告示第九十九号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三十條の二の規定に...

一 漁業の種類 共同漁業種
二 漁業の種類 農内共第九号
三 漁場の位置及び区域

昭和27年3月20日 木曜日 官 報 第7559号 346

Table with 7 columns: 等級, 割増金, 抽せん期日, 割増金の支払開始期日, 印紙税, 大蔵省告示第五百七十七号, 大蔵省告示第五百七十八号

Table with 7 columns: 等級, 割増金, 抽せん期日, 割増金の支払開始期日, 印紙税, 大蔵省告示第五百七十九号, 大蔵省告示第五百八十一号

Table with 7 columns: 等級, 割増金, 抽せん期日, 割増金の支払開始期日, 印紙税, 大蔵省告示第五百八十二号, 大蔵省告示第五百八十三号

Table with 7 columns: 等級, 割増金, 抽せん期日, 割増金の支払開始期日, 印紙税, 大蔵省告示第五百八十四号, 大蔵省告示第五百八十五号

Table with 7 columns: 等級, 割増金, 抽せん期日, 割増金の支払開始期日, 印紙税, 大蔵省告示第五百八十六号, 大蔵省告示第五百八十七号

Table with 47 columns representing prefectures and 47 rows representing prefectures, showing postal routes with 'x' and 'o' marks.

備考 1. ○印は、郵便物を左欄に掲げる都道府県の区域内から上欄に掲げる都道府県の区域内のあて所に差し出す場合の航空郵便の取扱をする地域をあらわし、×印は、航空郵便の取扱をしない地域をあらわす。

建設省告示第二二二八号 建設省告示第二二二九号 建設省告示第二二三〇号 建設省告示第二二三一号 建設省告示第二二三二号

運輸省告示第七十五号 船用品型式承認規則(昭和二十三年運輸省令第四号)第一條の規定により、次記のように船用品の型式承認をした。

1 東京福岡間

Table showing flight schedules between Tokyo and Fukuoka, including departure times and aircraft types.

Table showing flight schedules between Osaka and Fukuoka, including departure times and aircraft types.

郵政省告示第七十四号 郵便規則(昭和二十二年通信省令第三十四号)第三條及び外國郵便規則(昭和二十五年郵政省令第十三号)第五條の規定に基づき、昭和二十六年五月郵政省告示第九十一号による小形記念通信日附印を次のように使用する。



昭和二十七年三月二十日 郵政大臣 佐藤 栄作

建設省告示第二三三三三号
立川都市計画... 建設省告示第二三三三三号
建設省告示第二三三三三号

国会事項
衆議院
議案提出 三月十八日議員から提出
議案提出 三月十八日議員から提出

地方自治事項
福岡県
福岡県
福岡県

総理府公告
公益事業委員会公告第七号
公益事業委員会公告第七号

建設省告示第二三三三三号
建設省告示第二三三三三号
建設省告示第二三三三三号

○国立国会図書館
○叙任及び辞令
○内閣
○大蔵省

Table with columns for names and positions, including 藤村 季樹, 山田 敬作, 水産庁, etc.

Table with columns for names and positions, including 大田 隆, 西野 隆, 片岡 隆, etc.

公益事業委員会公告第七号
公益事業委員会公告第七号
公益事業委員会公告第七号

十一、同右 福井県大野郡上庄村に出力
七五〇KVAの五條方
線を一部を新設し、五條方支
線の五條地方電所と吉野野
西線（第一、四、五、六号柱の間
に）を接続する。

備考
（一）取付する各線の電圧供給規程の変更認可の案及び地域調整の協
定認可の案は、公益事業委員会の事務所にその全部を、当委員会事務局
各支局の事務所に当該地区に係るものをそれぞれ取付開始の日から起算
して十二日前までに提出する。

（二）本取付に關し、公益事業委員会は取付及異議申立規則（昭和二十六年
公益事業委員会規則第十一号）により公益事業委員会又は取付の議長宛
提出する書類は、すべて当該取付の行なわれる所在の当該委員会事務局
支局に提出された。従つて、これらの文書はすべて、当該委員会事務局
京都中央区銀座東七丁目五番地）において受理しない。

（三）本取付に關し、提出する和書関係書類は、特に、取付において述べ
ようとする意見の要点を判明するように必ずその骨子を附記された。

●公益事業委員会公告第八号
公益事業令（昭和二十五年政令第三
百四十二号）第六十條第一項第一号の
規定による取付を左記の通り行ふ。
昭和二十七年三月二十日
公益事業委員 松本 丞治
員 松本 丞治

●公益事業委員会事務局名古屋支局公告第一号
公益事業令（昭和二十五年政令第三
百四十二号）第六十條第一項第一号の
規定による取付を左記の通り行ふ。
昭和二十七年三月二十日
公益事業委員会事務局名古屋支局長 小原 周二

●取付の場
期日 昭和三十七年四月十
日午前十時
昭和三十七年四月十
日午前十時

●取付の場所
東海都千代田区有楽町一丁目三
番地 社団法人日本電気協会内
支局 社団法人日本電気協会内
支局 社団法人日本電気協会内

●取付の件
一、件名 電圧調整規則（昭和二十
六年公益事業委員会規則第十九
号）の一部を改正する公益事業委員
会規則の件
二、事案の要旨 電圧使用量の区分、
一般電圧使用者に対する割当、電氣
による取付を左記の通り行ふ。
昭和二十七年三月二十日

●取付の場
期日 昭和三十七年四月十
日午前十時
昭和三十七年四月十
日午前十時

●取付の場所
東海都千代田区有楽町一丁目三
番地 社団法人日本電気協会内
支局 社団法人日本電気協会内
支局 社団法人日本電気協会内

●取付の件
一、件名 電圧調整規則（昭和二十
六年公益事業委員会規則第十九
号）の一部を改正する公益事業委員
会規則の件
二、事案の要旨 電圧使用量の区分、
一般電圧使用者に対する割当、電氣
による取付を左記の通り行ふ。
昭和二十七年三月二十日

○工場財団
東京府中央区日本橋町二丁目一番
地三池合成立業株式会社から大塚田市
三丁目一四番地外九筆、同市大塚田市
生七丁目一〇六番地外四筆に跨る
同社所有の三池工場に属する土地、建
物、工作物並びに機械器具等に対して
新に工場財団に属すべきものとして追
加に依る工場財団目録記載変更登記の
申請があつたから右財団に属すべき動
産につき権利を有する者又は差押、假
差押若しくは仮処分債権者は本公告
掲載の日から三十二日以内にその権利
を当庁に申出た。但し、工賑財団に属すべきものの
目録は当庁に備付あり関係者の関
望に供する。
昭和二十七年三月二十日
福岡法務局大牟田出張所

○東京府東区戸町九丁目二百番地
の日本化学工業株式会社より福島県田
村郡三春町天王前三番地所在の工場
に属する土地建物工作物並びに機械器具
等に対し工場財団組成のため所有権保
存登記の申請があつたので右財団に属
すべき動産に付権利を有する者又は差
押、仮差押若しくは仮処分債権者は本
公告掲載の日より三十二日以内に其
権利を当庁に申出た。但し、工場財団に属すべきものの
目録は当庁に備付あり関係者の関望
に供する。
昭和二十七年三月二十日
福島地方法務局三春出張所

○著作年月日登録
登録番号 著作物の表示
登記年月日
DICO (医科器械目録)
General Medical
Instruments
(Catalogue) (九五
二年版) (全一冊)
昭和三十七年三月
この著作物は、昭和二十六年七月十日、次の者が著作したもので
ある。(東京府中央区本郷三丁目一番地 日本医科器械目録編纂所(代表
者)小笠原四郎)

○著作年月日登録
登録番号 著作物の表示
登記年月日
DICO (医科器械目録)
General Medical
Instruments
(Catalogue) (九五
二年版) (全一冊)
昭和三十七年三月
この著作物は、昭和二十六年七月十日、次の者が著作したもので
ある。(東京府中央区本郷三丁目一番地 日本医科器械目録編纂所(代表
者)小笠原四郎)

○著作年月日登録
登録番号 著作物の表示
登記年月日
DICO (医科器械目録)
General Medical
Instruments
(Catalogue) (九五
二年版) (全一冊)
昭和三十七年三月
この著作物は、昭和二十六年七月十日、次の者が著作したもので
ある。(東京府中央区本郷三丁目一番地 日本医科器械目録編纂所(代表
者)小笠原四郎)

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

○同押第三八号(同少第一七六号同)
一、立金封金現金 一千七百五十円也
(内訳 百円紙幣十一枚、十円紙幣七
枚、五円紙幣一枚)

○同押第四号(同少第三五七号同)
一、赤色縦線模様の呂敷 一枚

○同押第五号(同少第五七一五七
四号同)
一、ハンマー 一丁
二、タタキノミ(柄なし) 一丁
三、タタキノミ(柄あり) 一丁
四、タタキノミ(柄あり) 一丁
五、タタキノミ(柄あり) 一丁
六、タタキノミ(柄あり) 一丁
七、タタキノミ(柄あり) 一丁
八、タタキノミ(柄あり) 一丁
九、タタキノミ(柄あり) 一丁
十、タタキノミ(柄あり) 一丁

第 7559 号

昭和 27 年 3 月 20 日 木曜日 官 報 第 7559 号 356

一、配当に加ふべき債権の総額
 金二四八、七六一、二〇一、四七九
 一、配当することを得べき金額
 金一四、一七六、八二三、五〇〇
 右公告する。
 昭和二十七年三月十五日
 右破産管財人 荻山 虎雄

不用品売却入札公告
 時計、皮革、革製品、古物、衣類、雑品等二万九千五百点
 一入札月日 三月二十五日午後一時
 二物件下見 三月二十四日午後二時
 三入札資格 古物許可証所持者
 右一般競争入札により売却する。希望の方は下見の前日迄に当課用度係で入札心得を見て詳細承知されたい。
 千代田区霞ヶ関
 警視庁総務部会計課

公告
 当社は、昭和二十七年三月十五日米國対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、電気事業会社の米國対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律第二條第一項の規定に基づいて公告します。
 一 電気事業会社 東京電力株式会社
 二 電気事業会社の住所 東京都港区芝田村町一丁目一番地二
 三 借入金先 大蔵大臣
 四 借入金金額 金三億一千七百万円の内一億一千七百万円也
 五 借入金の利率 年七分五厘、但し將來の金融情勢に依り大蔵大臣において変更できる。
 六 借入金金の償還の方法および期限 昭和三十三年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に六百三十四万円宛分割弁済する。

公告
 復興金融金庫の昭和二十六年年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分書並びに解散時の財産目録及び貸借対照表を左のとおり公告する。
 昭和二十七年一月十六日
 復興金融金庫 理事長 工藤昭四郎

七 利息支払の期限
 債権期限 昭和二十七年三月三十一日
 貸付当日より償還当日まで利息を附する。利払期日は毎年三月、六月、九月の各月末日および十二月二十日とし、利払当日までの利息を後払する。
 幸知水力発電所新設工事および白根水力発電所新設工事資金に充當する。
 昭和二十七年三月二十日
 東京電力株式会社

公告
 復興金融金庫の昭和二十六年年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分書並びに解散時の財産目録及び貸借対照表を左のとおり公告する。
 昭和二十七年一月十六日
 復興金融金庫 理事長 工藤昭四郎

公告
 千代田銀行 代理店基金
 土地建物什器 三、九八、七三〇、〇〇〇
 土地一七箇所 六、二四、四九九
 建物八〇棟 一、八六、五五九
 什器三八六点 二七、七九、八〇〇
 二、四八、五三〇、〇〇〇
 五、七〇、〇〇〇、〇〇〇
 八、三三、一一一
 九、九、四四〇、〇九八、〇七、五一一
 昭和二十七年一月十六日

公告
 超過納付金 九、〇六、四六六、六六六
 貸出金 七、七四、七三三、四四〇、〇〇〇
 内(証書貸付) 六、九四、九四九、〇〇〇
 内(手形貸付) 七、八、六六三、〇〇〇
 内(地方債証券) 八、四〇、六六三、〇〇〇
 支払承諾見返 九、〇六、四六六、六六六
 有価証券 九、〇六、四六六、六六六
 内(地方債証券) 七、八〇、四四四、〇〇〇
 内(当座預け金) 六、〇〇、〇〇〇、〇〇〇
 内(別段預け金) 一、八〇、〇〇〇、〇〇〇
 代理店基金 三、九八、七三〇、〇〇〇
 営業用土地建物什器 三、九八、七三〇、〇〇〇
 仮払金 二、四八、五三〇、〇〇〇
 託務金 二、四八、五三〇、〇〇〇
 現預金 九、八六、六六三、二二二
 合計 九、八六、六六三、二二二
 負債 九、八六、六六三、二二二
 資本 八、三三、一一一
 前年度繰越金 一、〇三、五五二、一一一
 前年度繰入金 二、五八、七三三、七三三

支払承諾
 受入税金 三、三三、三三三、三三三
 本年度利益金 四、八八、八八八、八八八
 合 九、八六、六六三、二二二
 (自昭和二十六年四月一日至昭和二十七年一月十六日)
 損益計算書
 貸付金利息 五、六六、三三三、三三三
 その他収入 三、〇〇、〇〇〇、〇〇〇
 合計 八、六六、三三三、三三三

超過納付金
 超過納付金 九、〇六、四六六、六六六
 証書貸付 六、九四、九四九、〇〇〇
 手形貸付 七、八、六六三、〇〇〇
 債権保全立替金 八、四〇、六六三、〇〇〇

法令金書 印刷行 編集発行
 月刊 B5判
 主要内容
 政令 蘭糸価格安定法施行令 モノフルオール
 醋酸ナトリウム取扱基準令 計量器検定令
 計量取締令 計量器使用公差令 計量法関係
 手数料令
 條約 國際連合食糧農業機關憲章
 省令 未復員者給与法災害給与施行規則 蘭糸
 価格安定法施行規則 計量器関係事業規則
 計量証明事業規則 計量器製造事業許可基準
 規則 計量器修理事業許可基準規則 計量法施
 行法施行規則 運輸審議会一般規則
 昭和 27 年 2 月号 定価 500 円
 送料 65 円
 申込所 全 国 各 地 の 官 報 販 売 所 ・ 主 要 書 店
 印刷局内直売代理部半込局区内(振)東京22013

支払承諾見返
 支払承諾見返 九、〇六、四六六、六六六
 食糧証券 九、〇六、四六六、六六六
 大東亜戦争國庫債券 六、五八、八七九、九七〇、〇〇〇
 地方債証券 二、八七〇、四三〇、〇〇〇
 広島市住宅買収費公債 七、八〇〇、四四四、〇〇〇
 外四銘柄 四、八七、六三三、三三三
 当座預け金 五、八〇、〇〇〇、〇〇〇
 日本銀行 一、七〇〇、三三三、三三三
 日本興業銀行 四、一〇、〇〇〇、〇〇〇
 別段預け金 二、三三、三三三、三三三

千代田銀行
 代理店基金 七、八、七三〇、〇〇〇
 営業用土地建物什器 三、九八、七三〇、〇〇〇
 土地一七箇所 六、二四、四九九
 建物八〇棟 一、八六、五五九
 什器三八六点 二七、七九、八〇〇
 二、四八、五三〇、〇〇〇
 五、七〇、〇〇〇、〇〇〇
 八、三三、一一一
 九、九、四四〇、〇九八、〇七、五一一
 昭和二十七年一月十六日

公告
 解散時貸借対照表
 昭和二十七年一月十六日

公告
 超過納付金 九、〇六、四六六、六六六
 貸出金 七、七四、七三三、四四〇、〇〇〇
 内(証書貸付) 六、九四、九四九、〇〇〇
 内(手形貸付) 七、八、六六三、〇〇〇
 支払承諾見返 九、〇六、四六六、六六六
 有価証券 九、〇六、四六六、六六六
 内(地方債証券) 七、八〇、四四四、〇〇〇
 内(当座預け金) 六、〇〇、〇〇〇、〇〇〇
 代理店基金 三、九八、七三〇、〇〇〇
 営業用土地建物什器 三、九八、七三〇、〇〇〇
 仮払金 二、四八、五三〇、〇〇〇
 託務金 二、四八、五三〇、〇〇〇
 現預金 九、八六、六六三、二二二
 合計 九、八六、六六三、二二二
 負債 九、八六、六六三、二二二
 資本 八、三三、一一一
 前年度繰越金 一、〇三、五五二、一一一
 前年度繰入金 二、五八、七三三、七三三

公告
 超過納付金 九、〇六、四六六、六六六
 貸出金 七、七四、七三三、四四〇、〇〇〇
 内(証書貸付) 六、九四、九四九、〇〇〇
 内(手形貸付) 七、八、六六三、〇〇〇
 支払承諾見返 九、〇六、四六六、六六六
 有価証券 九、〇六、四六六、六六六
 内(地方債証券) 七、八〇、四四四、〇〇〇
 内(当座預け金) 六、〇〇、〇〇〇、〇〇〇
 代理店基金 三、九八、七三〇、〇〇〇
 営業用土地建物什器 三、九八、七三〇、〇〇〇
 仮払金 二、四八、五三〇、〇〇〇
 託務金 二、四八、五三〇、〇〇〇
 現預金 九、八六、六六三、二二二
 合計 九、八六、六六三、二二二
 負債 九、八六、六六三、二二二
 資本 八、三三、一一一
 前年度繰越金 一、〇三、五五二、一一一
 前年度繰入金 二、五八、七三三、七三三

明治二十五年第三種郵便物認可
 三月三十一日

定価 一ヶ月 二百四十円 一部 九円 送料 別
 広告料 広告 八ポイント 一行 十七字 計 百
 回以上 会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回
 千五百円 発行 所 東京 都 区 新 宿 区 市 谷 本 町 一 五
 電話 九段(33) 三三三三 官報課
 振替 東京 一〇〇〇〇 官報課